



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 1
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 6

告 示

- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（土木総務課） 8
- 建設業法に基づく経営規模評価の申請方法の一部を改正する告示（土木総務課） 9
- 建設業法に基づく総合評定値の請求方法の一部を改正する告示（土木総務課） 9
- 建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示の一部を改正する告示（土木総務課） 9

訓 令

- 沖縄県公印規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 9
- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 10
- 沖縄県文書編集保存規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 12
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 12
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 21
- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 26
- 沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 26
- 沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 27
- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課） 27
- 沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課） 28
- 総合案内員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課） 28
- 民間非営利活動支援相談員設置規程等の一部を改正する訓令（県民生活課） 29
- 沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令（県民生活課） 29
- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課） 30
- 建設業事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（土木総務課） 30

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 30

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 31

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第33号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「県民生活センター」を「消費生活センター」に改める。

第13条の6中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) アメリカ合衆国ワシントン駐在に関すること。

第15条中第27号を第28号とし、第14号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 総合教育会議に関すること。

第21条第10号中「本庁機関」の次に「及び出先機関」を加え、同条に次の2号を加える。

(11) 赴任に係る旅費（沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）第6条第10項の規定により移転料が支給される旅行に係る旅費をいう。）の支給に関すること。

(12) 地方職員共済組合に係る組合員資格取得等届、被扶養者認定等申告及び給付金請求の受理及び進達に関すること。

第29条第1項の表中「国際空港班」を「陸上交通班」に改め、同条第2項中「として」の次に「、企画調整課に跡地政策調整班を」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自動車運転代行業に関すること。

第33条第1項の表中「環境評価班」を「環境影響評価班」に改める。

第43条第1項の表中「総務班 予算経理班 地域福祉班 保護班」を「総務企画班 予算経理班 福祉支援班」に、「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改める。

第45条中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 社会福祉主事の養成機関並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設に関すること。

第45条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

第48条の2の見出し及び同条中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改め、同条第1号中「県民生活」を「消費生活」に改め、同条第14号中「県民生活センター」を「消費生活センター」に改め、同条第22号中「県民生活」を「消費生活」に改める。

第49条の表中「医療班」を「医療班 医師確保対策班」に改める。

第49条の2第7号中「、歯科医師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師」を「及び歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師」に改め、「視能訓練士」の次に「、臨床工学技士、言語聴覚士及び救急救命士」を加え、同条第9号中「並びに医業類似行為者」を「その他医業類似行為を業とする者」に改め、同条第11号中「看護学校及び」を削る。

第54条の表中「衛生企画班 畜産政策班 経営環境班 草地飼料班」を「畜産政策班 飼料基盤班 生産環境基盤班 防疫衛生班」に改める。

第67条の見出し中「、班及びセンター」を「及び班」に改め、同条中「又はセンター」を削り、同条の表中「商業政策班 物流推進班 国際物流拠点班」を「物流商業政策班 国際物流推進班」に、「立地環境整備班 企業誘致班」を「産業拠点整備班 企業誘致班 立地企業支援班」に、「労政福祉班 能力開発班 労政・女性就業センター」を「労政企画班 能力開発班」に改める。

第70条第1号及び第5号中「関すること」の次に「（他部他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 那覇空港貨物ターミナル株式会社に関すること。

第73条第2号中「他室他課」を「他部他課」に改め、同条第6号中「自由貿易地域制度」を「国際物流拠点産業集積地域制度」に改め、同条第12号中「自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第75条第14号及び第15号を削り、同条第13号中「男女の雇用機会均等、育児及び介護休業」を「仕事と生活の調和及び男女の雇用機会均等」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 中小企業の労働環境の改善に関すること。

第75条第16号を同条第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 駐留軍従業員及び一般財団法人駐留軍離職者対策センターに関すること。

第75条第19号中「関する相談、技術講習等」を「係る相談等」に改める。

第80条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 沖縄空手会館に関する事。

第87条の表中「企画班 建設業指導契約班」を「企画班」に、「技術管理課」を「技術・建設業課」に、「技術管理班」を「技術管理班 建設業指導契約班」に改める。

第88条中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号を第2号とし、第11号及び第12号を削り、第13号を第3号とする。

第89条（見出しを含む。）中「技術管理課」を「技術・建設業課」に改め、同条に次の10号を加える。

(12) 県営工事の請負業者の調査選定に関する事。

(13) 土木建築部の建設工事の入札及び契約に関する事。

(14) 建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関する事。

(15) 建設業者団体に対する指導助言及び勧告に関する事。

(16) 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関する事。

(17) 建設工事統計及び建設業務統計の総括に関する事。

(18) 浄化槽工事業者及び解体工事業者の登録及び届出並びに指導監督に関する事。

(19) 建設工事紛争審査会に関する事。

(20) 公共工事入札契約適正化委員会に関する事。

(21) 建設業審議会に関する事。

第98条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) マンションの管理の適正化及び建替えの円滑化に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第98条の2第14号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第120条第1項中「及び市町村職員」を削る。

第135条中第76号を第77号とし、第10号から第75号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 生活困窮者に対する自立の支援に関する事。

第141条（見出しを含む。）中「名称、位置」を「名称、内部組織、位置」に改め、同条の表中

名称		名称	内部組織
沖縄県中央児童相談所	を	沖縄県中央児童相談所	総務班 保護班 相談班 自立支援班
沖縄県コザ児童相談所		沖縄県コザ児童相談所	保護班 相談班 自立支援班 総務係

に改める。

第142条の見出しを「（分室）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3章第5節第7款の款名を次のように改める。

第7款 消費生活センター

第148条第1項中「県民生活センター」を「消費生活センター」に改め、同条第2項中「県民生活センターの」を「消費生活センターの」に改め、同項の表中「沖縄県県民生活センター」を「沖縄県消費生活センター」に改める。

第149条中「県民生活センター」を「消費生活センター」に改める。

第156条第2項の表中「衛生科学班」を「衛生生物班 衛生化学班」に改める。

第160条の見出し及び同条中「名称及び位置」を「名称、内部組織及び位置」に改め、同条の表中

位置		を
南風原町		

内部組織	位置	に改める。

総務法定班 相談指導班	南風原町
-------------	------

第234条第1項第14号中「都市計画事業地内、」を「都市計画事業地内及び」に改め、「及び風致地区内」を削る。

第235条中「宮古土木事務所」を「中部土木事務所」に改め、同条の表中「伊良部大橋建設現場事務所」を「中城湾港建設現場事務所」に、「宮古島市」を「沖縄市」に改め、同条に次の1項を加える。

2 南部土木事務所の事務の一部を分掌させるため、南部土木事務所に建設現場事務所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南部東道路建設現場事務所	南城市

内部組織	位置
管理班 建設班	那覇市

第238条の2の見出し及び同条第2項中「、内部組織」を削り、同項の表中

位置
那覇市

を に改める。

第241条第1号の表沖縄県交通安全対策会議の項中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改め、同表沖縄県建設工事紛争審査会の項中「土木総務課」を「技術・建設業課」に改め、同条第2号の表沖縄県消費生活審議会の項中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改め、同表沖縄県公共工事入札契約適正化委員会の項及び沖縄県建設業審議会の項中「土木総務課」を「技術・建設業課」に改める。

第249条の表生活企画統括監の項中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改め、同表土木企画統括監の項中「技術管理課」を「技術・建設業課」に改め、同表中

監査指導監	子ども生活福祉部福祉政策課	監査指導班の事務を総括する。
-------	---------------	----------------

を

福祉支援監	子ども生活福祉部福祉政策課	福祉支援班の事務を総括する。
監査指導監	子ども生活福祉部福祉政策課	監査指導班の事務を総括する。
医師確保対策監	保健医療部保健医療政策課	医師の養成確保及び資質向上に関する事務並びに医師確保対策班の事務を総括する。

に改

め、同表建設業指導契約監の項中「土木建築部土木総務課」を「土木建築部技術・建設業課」に改め、同表検査指導監の項中「土木建築部技術管理課」を「土木建築部技術・建設業課」に改め、同表中

副参事	必要と認める課	課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。
-----	---------	------------------------------

を

副参事	必要と認める課	課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。
課長補佐	必要と認める課	課長の職務を補佐する。

に改

め、同表労政・女性就業センター室長の項を削る。

第250条の表中

浄化センター長	下水道管理事務所	浄化センターの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
浄化センター長	下水道管理事務所	浄化センターの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
係長	必要と認める出先機関	係の事務を処理する。	に改

め、同表分室長の項中「県民生活センター」を「消費生活センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(貸金業法施行細則の一部改正)

3 貸金業法施行細則（昭和58年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条中「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課内」を「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

4 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年沖縄県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課」を「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課」に改める。

(沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

5 沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（平成12年沖縄県規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沖縄県土木建築部土木総務課内」を「沖縄県土木建築部技術・建設業課内」に改める。

(沖縄県解体工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

6 沖縄県解体工事業者登録簿閲覧規則（平成13年沖縄県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沖縄県土木建築部土木総務課内」を「沖縄県土木建築部技術・建設業課内」に改める。

(沖縄県消費生活条例施行規則の一部改正)

7 沖縄県消費生活条例施行規則（平成18年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14号様式及び第16号様式中「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課」を「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課」に改める。

第19号様式から第22号様式までの規定中「子ども生活福祉部県民生活課」を「子ども生活福祉部消費・くらし安全課」に改める。

(沖縄県消費生活審議会規則の一部改正)

8 沖縄県消費生活審議会規則（平成18年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「子ども生活福祉部県民生活課」を「子ども生活福祉部消費・くらし安全課」に改める。

(沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則の一部改正)

9 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則（平成19年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第7条中「土木建築部土木総務課」を「土木建築部技術・建設業課」に改める。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第34号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「及び支所長」を「、支所長及び係長」に改める。

別表第1所長（保健所長を除く。）、場長、院長、校長、館長及び学長の項委任事項の欄第2号を削り、同欄第3号中「職員に旅行（」の次に「沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）第6条第10項に規定する移転料が支給される旅行を除き、」を加え、同号を同欄第2号とし、同欄中第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同欄第4号中「予定価格5,000万円未満の工事の執行に係る土地の取得費及び」を「工事の執行に係る予定価格7,000万円未満の土地の取得費及び工事の執行に係る予定価格1億5千万円未満の」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第4号の2を同欄第4号とする。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第40号中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同欄に次の6号を加える。

96 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。

97 生活困窮者自立支援法第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づく事業の支援を決定すること。

98 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。

99 生活困窮者自立支援法第15条第1項の規定に基づき、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問させること。

100 生活困窮者自立支援法第16条第1項の規定に基づき、文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めること。

101 生活困窮者自立支援法第16条第2項の規定に基づき、報告を求めること。

別表第2県民生活センター所長の項所長等の欄中「県民生活センター所長」を「消費生活センター所長」に改め、同表保健所長の項委任事項の欄第37号の24の3の次に次の2号を加える。

37の24の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項及び第2項の規定に基づき、健康状態について報告を求め、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めること。

37の24の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第4項及び第5項（同法第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食事の提供等を行い、当該食事の提供等に要した実費を徴収すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第37号の33の7を第37号の33の8とし、第37号の33の6を第37号の33の7とし、第37号の33の5を第37号の33の6とし、第37号の33の4を第37号の33の5とし、第37号の33の3を第37号の33の4とし、第37号の33の2を第37号の33の3とし、同欄第37号の33の次に次の1号を加える。

37の33の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の2第1項及び第2項の規定に基づき、健康状態について報告を求め、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めること。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第92号の次に次の15号を加える。

93 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面埋立免許願書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。

94 公有水面埋立法第3条第3項の規定に基づき、知事への意見書を受理すること（農林水産省水産庁所

管に係る漁港区域に限る。))。

- 95 公有水面埋立法第13条の規定に基づき、工事の着手届を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 96 公有水面埋立法第13条の2第1項の規定に基づき、出願事項変更の許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 97 公有水面埋立法第14条第1項の規定に基づき、他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 98 公有水面埋立法第16条第1項の規定に基づき、埋立権の譲渡許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 99 公有水面埋立法第20条の規定に基づき、埋立権の承継を受けた者の届出を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 100 公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、しゅん功認可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 101 公有水面埋立法第23条第1項の規定に基づき、しゅん功認可の告示の日前の埋立地使用の許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 102 公有水面埋立法第25条の規定に基づき、下付申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 103 公有水面埋立法第27条第1項の規定に基づき、権利移転許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 104 公有水面埋立法第29条第1項の規定に基づき、用途変更許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 105 公有水面埋立法第35条第1項の規定に基づき、原状回復義務免除申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 106 公有水面埋立法第42条第1項の規定に基づき、国の埋立承認願書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 107 公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第13条の2の規定に基づき、国が行う埋立てに係る用途変更又は設計概要の変更の承認申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。

別表第2中央卸売市場長の項委任事項の欄中第23号を第24号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- 20 沖縄県中央卸売市場条例施行規則第70条第3項の規定に基づき、販売原票の記載事項の変更を承認すること。

別表第2中央卸売市場長の項専決事項の欄中第71号を第73号とし、第37号から第70号までを2号ずつ繰り下げ、第36号を削り、第35号を第38号とし、第32号から第34号までを3号ずつ繰り下げ、第31号を第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 34 沖縄県中央卸売市場条例第56条第2項ただし書の規定に基づき、仲卸業者が市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売することに係る許可をすること。

別表第2中央卸売市場長の項専決事項の欄中第30号を第32号とし、第29号を第31号とし、第28号の次に次の2号を加える。

- 29 沖縄県中央卸売市場条例第47条第1項ただし書の規定に基づき、卸売業者に対し、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可をすること。
- 30 沖縄県中央卸売市場条例第49条第1項ただし書の規定に基づき、市場外にある物品の卸売ができる場所の指定又は卸売の承認を行うこと。

別表第2農林土木事務所長の項委任事項の欄に次の15号を加える。

- 33 公有水面埋立法第2条第1項の規定に基づき、公有水面埋立免許願書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 34 公有水面埋立法第3条第3項の規定に基づき、知事への意見書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。))。
- 35 公有水面埋立法第13条の規定に基づき、工事の着手届を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る

漁港区域に限る。)

- 36 公有水面埋立法第13条の2第1項の規定に基づき、出願事項変更の許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 37 公有水面埋立法第14条第1項の規定に基づき、他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 38 公有水面埋立法第16条第1項の規定に基づき、埋立権の譲渡許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 39 公有水面埋立法第20条の規定に基づき、埋立権の承継を受けた者の届出を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 40 公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、しゅん功認可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 41 公有水面埋立法第23条第1項の規定に基づき、しゅん功認可の告示の日前の埋立地使用の許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 42 公有水面埋立法第25条の規定に基づき、下付申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 43 公有水面埋立法第27条第1項の規定に基づき、権利移転許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 44 公有水面埋立法第29条第1項の規定に基づき、用途変更許可申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 45 公有水面埋立法第35条第1項の規定に基づき、原状回復義務免除申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 46 公有水面埋立法第42条第1項の規定に基づき、国の埋立承認願書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。
- 47 公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第13条の2の規定に基づき、国が行う埋立てに係る用途変更又は設計概要の変更の承認申請書を受理すること（農林水産省水産庁所管に係る漁港区域に限る。）。

別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第77号の11中「国土交通省河川局」を「国土交通省水管理・国土保全局」に改め、同欄第77号の23中「（大正10年法律第57号）」を削り、「国土交通省河川局」を「国土交通省水管理・国土保全局」に改め、同欄第77号の24から第77号の38までの規定中「国土交通省河川局」を「国土交通省水管理・国土保全局」に改める。

別表第2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第112号から第114号までを次のように改める。

- 112 削除
113 削除
114 削除

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第220号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

第14条中「土木建築部土木総務課」を「土木建築部技術・建設業課」に改める。

別表第1中「建設業指導契約監」を「技術・建設業課長」に、「技術管理課長」を「建設業指導契約監」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県告示第221号

建設業法に基づく経営規模等評価の申請方法（平成16年沖縄県告示第259号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第2項第1号ウ中「沖縄県土木建築部土木総務課」を「沖縄県土木建築部技術・建設業課」に改め、同項第4号アを次のように改める。

ア 沖縄県土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班 那覇市泉崎1丁目2番2号 098-866-2374

第5項中「沖縄県土木建築部土木総務課建設業指導契約班」を「沖縄県土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班」に、「098-866-2384」を「098-866-2374」に改める。

沖縄県告示第222号

建設業法に基づく総合評定値の請求方法（平成16年沖縄県告示第260号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第2項第1号イ中「沖縄県土木建築部土木総務課」を「沖縄県土木建築部技術・建設業課」に改め、同項第4号アを次のように改める。

ア 沖縄県土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班 那覇市泉崎1丁目2番2号 098-866-2374

第5項中「沖縄県土木建築部土木総務課建設業指導契約班」を「沖縄県土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班」に、「098-866-2384」を「098-866-2374」に改める。

沖縄県告示第223号

建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示の一部を改正する告示

建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示（平成21年沖縄県告示第177号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「沖縄県土木建築部土木総務課」を「沖縄県土木建築部技術・建設業課」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第27号

知 事 部 局

沖縄県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県公印規程の一部を改正する訓令

沖縄県公印規程（昭和47年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項を次のように改める。

- 3 管理主任又は取扱主任は、文書管理システム（電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務私学課長が管理するものをいう。以下同じ。）の機能を利用して公印申請を行う場合には、文書管理システムにより承認を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第28号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「文書管理システムで管理する公布日等の日付順の一連番号とすること」を「総務部総務私学課（以下「総務私学課」という。）に備える条例等整理簿（第1号様式）による公布日付順の一連番号とすること」に改める。

第16条及び第17条第1項中「あて」を「宛て」に改める。

第34条第2項中「文書管理システムの電子的方式による起案又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれかの方法により行わなければならない」を「文書管理システムで出力する起案用紙により起案しなければならない」に、「起案用紙（第10号様式、第10号様式の2、第10号様式の3又は第10号様式の4）」を「起案用紙（第10号様式、第10号様式の2又は第10号様式の3）」に改める。

第37条第1項中「電子決裁（文書管理システムの機能を利用して電子的方式により行う決裁をいう。以下同じ。）による場合を除き、」を削る。

第39条中「、電子決裁による場合を除き」を削る。

第40条第4項中ただし書を削る。

第42条第4項中「附せん」を「付箋」に改める。

第45条第2項を削る。

第46条第1項中「電子決裁による場合を除き、」を削る。

第50条第1項中ただし書を削り、同条第3項中「、電子決裁によるものについては」を「、文書管理システムにより起案した場合は」に改める。

第54条第2項ただし書を削る。

第55条第2項中「あて」を「宛て」に改める。

第55条の2第2項ただし書を削る。

別表第1中 「 県 民 生 活 課 」 「 子 生 」 を

「 消 費 ・ く ら し 安 全 課 」 「 子 消 」 に、 「 技 術 管 理 課 」 を

「 技 術 ・ 建 設 業 課 」 に改める。

別表第2中 「 県 民 生 活 セ ン タ ー 」 を

「 消 費 生 活 セ ン タ ー 」 に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第13条関係）

条例等種別	
-------	--

条 例 等 整 理 簿

番 号	題 名	所 管 課 名	公 布 月 日	公 報 番 号

(注) 条例、規則、告示又は訓令の種別に分けて別葉にして用いること。

第2号様式 削除

第3号様式及び第3号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

第10号様式の4を次のように改める。

第10号様式の4 削除

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第55条関係）

発 送 依 頼 票

年 月 日

受 付

部 名 _____

課 名 _____

依頼者 _____ 印

發送物の種類等	特殊取扱の種類	個 数	備 考
定 形	普 通	個	
	速 達	個	
定 形 外	普 通	個	
	速 達	個	
冊 子	普 通	個	
	速 達	個	
荷 物	普 通	個	

	(冊子以外)	速	達	個	
合	封	件数	件		
送		重量	グラム		

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
この訓令の施行の際、改正前の文書管理規程の規定により印刷された第3号様式、第3号様式の2及び第14号様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

沖縄県訓令第29号

知 事 部 局

沖縄県文書編集保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県文書編集保存規程の一部を改正する訓令

沖縄県文書編集保存規程（昭和49年沖縄県訓令第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「に文書管理システムを用いて申し出るものとする」を「と協議するものとする」に改める。

第1号様式中「保存期限」を「保存期間」に、「類名」を「件名」に、「課名」を「所管課名」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
この訓令の施行の際、改正前の沖縄県文書編集保存規程の規定により印刷された第1号様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

沖縄県訓令第30号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「鳥獣保護事業計画の決定」を「鳥獣保護管理事業計画の決定」に、「定型環自11 特定鳥獣保護管理計画の決定」を「定型環自11 第一種特定鳥獣保護計画の決定」に、「定型環自12」を「定型環自13」に、「定型環自12 第二種特定鳥獣管理計画の決定」に、「定型環自13」を「定型環自14」に、「定型環自14」を「定型環自15」に、「定型環自15」を「定型環自16」に、「定型環自16」を「定型環自17」に、「定型環自17」を「定型環自18」に、「定型環自18」を「定型環自19」に、「定型環自19」を「定型環自20」に、「定型環自20」を「定型環自21」に、「定型環自21」を「定型環自22」に、「定型環自22」を「定型環自23」に、「定型環自23」を「定型環自24」に、「定型環自24」を「定型環自25」に、「定型環自25」を「定型環自26」に、「定型環自26」を「定型環自27」に、「定型環自27」を「定型環自28」に、「定型環自28」を「定型環自29」に、「定型環自29」を「定型環自30」に、「定型環自30」を「定型環自31」に、「定型環自31」を「定型環自32」に、「定型環自32」を

「定型環自33」を「定型環自34」に、「定型環自34」を「定型環自35」に、「定型環自35」を「定型環自36」に、「定型環自36」を「定型環自37」に、「定型環自37」を「定型環自38」に、「定型環自38」を「定型環自39」に、「定型環自39」を「定型環自40」に、「定型環自40」を「定型環自41」に、「定型環自41」を「定型環自42」に、「定型環自42」を「定型環自43」に、「定型環自43 緑地保全樹木の解除」を「定型環自44 緑地保全樹木の解除」に、「第6節 県民生活課」を「第6節 消費・暮らし安全課」に、「定型子生1」を「定型子消1」に、「定型子生2」を「定型子消2」に、「定型子生3」を「定型子消3」に、「定型子生4」を「定型子消4」に、「定型子生5」を「定型子消5」に、「定型子生6」を「定型子消6」に、「定型子生7」を「定型子消7」に、「定型子生8」を「定型子消8」に、「定型保薬3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施」を

- 「定型保薬3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施
- 定型保薬4 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定
- 定型保薬5 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の名称（所在地）の変更の届出
- 定型保薬6 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の辞退
- 定型保薬7 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の取消し

「定型農政3 農業振興地域整備計画の変更」を「定型農政4 農用地利用配分計画の認可の申請」に、「定型農政5 農用地利用配分計画の認可」に、「第1節 土木総務課」に、「第1節 土木総務課」

- 「第1節 土木総務課」
- 定型土総1 建設業者に対する営業停止命令
- 定型土総2 建設業者の許可の取消し
- 定型土総3 建設業者の所在等を確認することができない旨の公告
- 第2節 技術管理課
- 「第1節 土木総務課」
- 第2節 技術・建設業課
- 定型土技1 建設業者
- 定型土技2 建設業者
- 定型土技3 建設業者

に対する営業停止命令に改める。

の許可の取消し

の所在等を確認することができない旨の公告」

定型共通3中「一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び」を「一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに」に改める。

定型共通4を次のように改める。

定型共通4 特定調達契約に係る一般競争入札の公告

行為の根拠 地方自治法施行令第167条の6第1項

公告の根拠 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等（特定役務）の名称及び数量
- (2) 調達する物品等（特定役務）の特質等
- (3) 納入の期限
- (4) 納入の場所

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を手続きするための手段

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期

- (2) 場所
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間
 - (2) 場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時
 - (2) 場所
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を平成__年__月__日__時（5(1)の日時）までに____に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を__回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書（及び仕様書）の交付
 - (1) 入札説明書（及び仕様書）を交付する期間
 - (2) 入札説明書（及び仕様書）を交付する場所
- 10 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語
 - (2) 通貨
- 13 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、平成__年__月__日__時（5(1)の日時）に____（5(2)の場所）へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限
 - イ 方法 簡易書留郵便により____に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時
 イ 場所
 (4) 最低制限価格 設定しない。
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。
 14 Summary

- 注 1 この公告定型は、工事を除く特定調達契約に係る一般競争入札に適用するものとする。
 2 この公告に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県財務規則第 3 条第 1 項の規定により、か
 いの長に委任されている事項に係る公告を行うときの知事名の部分については、当該か
 いの長及びそ
 の氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該か
 いとする。
 3 この公告は、入札執行の日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の
 契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の
 契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合に限り24日前）に公告しなければなら
 ない。
 4 この公告に係る契約が沖縄県議会の議決を必要としない契約である場合は、7を抹消し、8から14
 までをそれぞれ繰り上げること。
 5 入札説明会を開催しない場合は、13(3)を抹消し、13(4)及び(5)をそれぞれ繰り上げること。

定型企市 2 中「、117条第 1 項」を「、第117条第 1 項」に改める。

定型環自 10 中「鳥獣保護事業計画の」を「鳥獣保護管理事業計画の」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化
 に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第__次鳥獣保護事業計
 画」を「第__次鳥獣保護管理事業計画」改める。

定型環自 11 を次のように改める。

定型環自 11 第一種特定鳥獣保護計画の決定

行為の根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 1 項

告示の根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 8 項で準用する同法第 4 条第
 5 項

沖縄県告示第 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条第 1 項の規定
 により、次のとおり第一種特定鳥獣保護計画を定めた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 第一種特定鳥獣の種類
- 2 第一種特定鳥獣保護計画の計画期間
- 3 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- 4 第一種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第一種特定鳥獣の保護の目
 標
- 5 その他第一種特定鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項

第 5 章第 4 節中定型環自 43 を定型環自 44 とし、定型環自 22 から定型環自 42 までを 1 定型ずつ繰り下げる。

定型環自 21 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 41 条」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の
 適正化に関する法律第 41 条」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及
 び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を
 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に改め、同定型を定型環自 22 とする。

定型環自 20 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化
 に関する法律」に改め、同定型を定型環自 21 とする。

定型環自 19 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化
 に関する法律」に改め、同定型を定型環自 20 とする。

定型環自 18 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

に関する法律」に改め、同定型を定型環自19とする。

定型環自17中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同定型を定型環自18とする。

定型環自16中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同定型を定型環自17とする。

定型環自15中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同定型を定型環自16とする。

定型環自14中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同定型を定型環自15とする。

定型環自13中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同定型を定型環自14とする。

定型環自12中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同定型を定型環自13とする。

定型環自11の次に次の1定型を加える。

定型環自12 第二種特定鳥獣管理計画の決定

行為の根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項

告示の根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第8項で準用する同法第4条第5項

沖縄県告示第 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣管理計画を定めた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 第二種特定鳥獣の種類
- 2 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
- 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- 4 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
- 5 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合の当該事業の実施に関する事項
- 6 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項

第5章第4節に次の1定型を加える。

定型環自45 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請

行為の根拠 沖縄振興特別措置法第21条第1項

告示の根拠 沖縄振興特別措置法第21条第6項

沖縄県告示第 号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成__年__月__日から平成__年__月__日までの間、沖縄県環境部自然保護・緑化推進課及び_____において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 保全利用協定の名称
- 2 協定区域
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称

5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

定型子福1中「第55条において準用する同法第49条」を「第55条第1項」に、「第55条の2」を「第55条の3」に改める。

定型子福2中「第55条の2」を「第55条の3」に改める。

定型子福3中「(第55条)」を「(第55条第2項)」に、「第55条の2」を「第55条の3」に改める。

定型子福4中「(第55条)」を「(第55条第2項)」に、「第55条の2」を「第55条の3」に改める。

定型子福5中「第55条の2」を「第55条の3」に改める。

第6章第6節の節名を次のように改める。

第6節 消費・くらし安全課

定型子生1中「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課」を「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課」に改め、同定型を定型子消1とする。

定型子生2中「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課」を「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課」に改め、同定型を定型子消2とする。

定型子生3を定型子消3とし、定型子生4を定型子消4とし、定型子生5を定型子消5とし、定型子生6を定型子消6とし、定型子生7を定型子消7とし、定型子生8を定型子消8とする。

第6章の2第5節に次の4定型を加える。

定型保薬4 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定

行為の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項

告示の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第1号

沖縄県告示第 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
		平成__年__月__日
		平成__年__月__日

定型保薬5 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の名称（所在地）の変更の届出

行為の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第19条

告示の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第2号

沖縄県告示第 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
				平成__年__月__日
				平成__年__月__日

2 所在地の変更

指定医療機関 の名称	指定医療機関 の所在地	変更前	変更後	変更年月日
				平成__年__月__日
				平成__年__月__日

定型保薬6 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の辞退

行為の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第20条

告示の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第3号

沖縄県告示第__号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
		平成__年__月__日
		平成__年__月__日

定型保薬7 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の取消し

行為の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第23条

告示の根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律第24条第4号

沖縄県告示第__号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第23条の規定により、次の指定医療機関の指定を取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	取消年月日
		平成__年__月__日
		平成__年__月__日

第7章第3節に次の2定型を加える。

定型農政4 農用地利用配分計画の認可の申請

行為の根拠 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項

告示の根拠 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項

沖縄県告示第__号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成__年__月__日から平成__年__月__日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課及び_____において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	

2 申請年月日 平成__年__月__日

注1 縦覧期間は、告示の日から起算して2週間とすること。

2 告示文中「_____」の部分については、当該賃借権の設定等を受ける土地の存する地域を所管する農林水産振興センターを記載すること。

定型農政5 農用地利用配分計画の認可

行為の根拠 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項

告示の根拠 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

沖縄県告示第__号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	

2 認可年月日 平成__年__月__日

定型土総1から定型土総3までを削る。

第10章第2節を次のように改める。

第2節 技術・建設業課

定型土技1 建設業者に対する営業停止命令

行為の根拠 建設業法第28条第3項又は第5項

公告の根拠 建設業法第29条の5第1項

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第__項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 処分をした年月日 平成__年__月__日

2 商号名

3 代表者名

4 所在地

5 許可番号 沖縄県知事 許可（__-__）第__号

- 6 処分の内容 建設業法第28条第__項の規定に基づく営業の停止命令
- (1) 停止を命ずる営業の範囲
 - (2) 営業停止の期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで
- 7 処分の原因となった事実

注 建設業法第28条第5項の規定により、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者に対し営業の停止を命じた場合に係る公告にあつては、公告文5の項は、その許可をした行政庁の名称及び許可番号を記載すること。

定型土技2 建設業者の許可の取消し

行為の根拠 建設業法第29条第1項又は第29条の2第1項

公告の根拠 建設業法第29条の5第1項

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項（第29条の2第1項）の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 (1) 処分をした年月日 平成__年__月__日
- (2) 商号名
- (3) 代表者名
- (4) 所在地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（__-__）第__号
- (6) 処分の内容
- (7) 処分の原因となった事実
- 2 (1) 処分をした年月日 平成__年__月__日
- (2) 商号名
- (3) 代表者名
- (4) 所在地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（__-__）第__号
- (6) 処分の内容
- (7) 処分の原因となった事実

定型土技3 建設業者の所在等を確知することができない旨の公告

行為の根拠 建設業法第29条の2第1項

公告の根拠 建設業法第29条の2第1項

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 (1) 商号名
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 許可番号 沖縄県知事 許可（__-__）第__号
- (5) 許可年月日 平成__年__月__日
- 2 (1) 商号名
- (2) 代表者名
- (3) 所在地

(4) 許可番号 沖縄県知事 許可(――)第―号

(5) 許可年月日 平成―年―月―日

定型土海5中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第6条第4項」を「第7条第4項」に改める。
 定型土海6中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第6条第6項」を「第7条第6項」に改める。
 定型土海7中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「第8条第4項」を「第9条第4項」に改める。
 定型土海8中「第8条第8項」を「第9条第8項」に、「第8条第9項」を「第9条第9項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5章第4節の改正規定（同節に1定型を加える部分を除く。）は、平成27年5月29日から施行する。

沖縄県訓令第31号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「副参事」の次に「、課長補佐」を加え、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 出先機関 沖縄県行政組織規則第5条に規定する機関をいう。

第6条第16号中「部長等の2日以内の旅行」の次に「（沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。）第6条第10項に規定する移転料が支給される旅行を除く。以下この号、第6条の2第15号及び第8条第2項第11号において同じ。）」を加える。

第9条第2項第1号中「本庁機関」の次に「、出先機関」を加え、同項第2号中「本庁機関」の次に「、出先機関」を加え、「沖縄県選挙管理委員会事務局」を「沖縄県選挙管理委員会」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 本庁機関、出先機関、沖縄県議会事務局、沖縄県監査委員事務局、沖縄県人事委員会事務局、沖縄県選挙管理委員会及び沖縄県労働委員会事務局の職員に旅費条例第6条第10項に規定する移転料が支給される旅行を命ずること。

第13条第1項及び第17条第1項中「班長及び室長」を「課長補佐、班長及び室長」に改める。

「福祉支援監

別表第2中「監査指導監」を 監査指導監 に改める。

医師確保対策監

別表第2の3中 「職員健康管理センター室長
 労政・女性就業センター室長」を「職員健康管理センター室長」に改める。

別表第3総務部の表総務私学課の項統括監専決事項の欄中「部等」の次に「、教育委員会及び公安委員会」を加える。

別表第3企画部の表市町村課の項統括監専決事項の欄第5号及び第6号中「第252条の2」を「第252条の2の2」に改める。

別表第3環境部の表環境政策課の項統括監専決事項の欄中第15号を第19号とし、第11号から第14号までを4号ずつ繰り下げ、第10号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

14 環境影響評価条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の5の規定に基づき、都市計画決定権者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

別表第3環境部の表環境政策課の項統括監専決事項の欄中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

10 環境影響評価条例第4条の5の規定に基づき、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

別表第3環境部の表環境政策課の項統括監専決事項の欄第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

5 環境影響評価法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される同法第3条の7第1項の規定に基づき、意見を求められた場合において、都市計画決定権者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

別表第3環境部の表環境政策課の項統括監専決事項の欄第2号を同欄第3号とし、同欄第1号中「(平成9年法律第81号)」を削り、同号を同欄第2号とし、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づき、意見を求められた場合において、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

別表第3環境部の表自然保護・緑化推進課の項部長等専決事項の欄第18号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同欄第19号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同項統括監専決事項の欄第24号から第32号までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

別表第3子ども生活福祉部の表福祉政策課の項統括監専決事項の欄第11号を削り、同欄中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 社会福祉法第19条第1項第2号の規定に基づき、養成機関又は講習会を指定すること。

別表第3子ども生活福祉部の表福祉政策課の項統括監専決事項の欄第12号中「民生委員法」の次に「(昭和23年法律第198号)」を加え、同欄に次の1号を加える。

14 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号及び第3号並びに第39条第1号から第3号までの規定に基づき、養成施設を指定すること。

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項部長等専決事項の欄に次の4号を加える。

8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行うこと。

9 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消すこと。

10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置を認可すること。

11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項統括監専決事項の欄第1号中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同欄に次の3号を加える。

8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の廃止、休止又は設置者の変更を認可すること。

9 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条の規定に基づき、必要な改善を勧告すること又は改善を命ずること。

10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

別表第3子ども生活福祉部の表県民生活課の項課名の欄中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改め、同項統括監専決事項の欄第3号中「第7条」を「第6条」に、「取りやめ」を「差止め」に、「指示すること」を「命ずること」に改め、同欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3保健医療部の表保健医療政策課の項部長等専決事項の欄第3号を同欄第9号とし、同欄第2号中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第1号中「第45条第1項」を「第44条第1項」に改め、同号を同欄第7号とし、同号の前に次の6号を加える。

1 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条第2号の規定に基づき、保健師養成所を指定すること。

- 2 保健師助産師看護師法第20条第2号の規定に基づき、助産師養成所を指定すること。
 - 3 保健師助産師看護師法第21条第3号の規定により、看護師養成所を指定すること。
 - 4 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第16条の規定に基づき、保健師養成所、助産師養成所又は看護師養成所の指定を取り消すこと。
 - 5 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第2号の規定に基づき、歯科衛生士養成所を指定すること。
 - 6 歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）第8条の規定に基づく、歯科衛生士養成所の指定を取り消すこと。
- 別表第3保健医療部の表保健医療政策課の項部長等専決事項の欄に次の21号を加える。
- 10 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条の規定に基づき、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設を認定すること。
 - 11 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）第6条の規定に基づき、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設の認定を取り消すこと。
 - 12 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定に基づき、診療放射線技師養成所を指定すること。
 - 13 診療放射線技師法施行令（昭和26年政令第385号）第12条の規定に基づき、診療放射線技師養成所の指定を取り消すこと。
 - 14 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条第2号の規定に基づき、歯科技工士養成所を指定すること。
 - 15 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第15条の規定に基づき、歯科技工士養成所の指定を取り消すこと。
 - 16 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定に基づき、臨床検査技師養成所を指定すること。
 - 17 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第15条の規定に基づき、臨床検査技師養成所の指定を取り消すこと。
 - 18 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号又は第2号の規定に基づき、理学療法士養成施設を指定すること。
 - 19 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号又は第2号の規定に基づき、作業療法士養成施設を指定すること。
 - 20 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第14条の規定に基づき、理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定を取り消すこと。
 - 21 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1項の規定に基づき、柔道整復師養成施設を指定すること。
 - 22 柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）第7条の規定に基づき、柔道整復師養成施設の指定を取り消すこと。
 - 23 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定に基づき、視能訓練士養成所を指定すること。
 - 24 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）第15条の規定に基づき、視能訓練士養成所の指定を取り消すこと。
 - 25 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号から第3号までの規定に基づき、臨床工学技士養成所を指定すること。
 - 26 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号）第7条に基づき、臨床工学技士養成所の指定を取り消すこと。
 - 27 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号又は第4号の規定に基づき、救急救命士養成所を指定すること。
 - 28 救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、救急救命士養成所の指定を取り消すこと。

29 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで及び第5号の規定に基づき、言語聴覚士養成所を指定すること。

30 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、言語聴覚士養成所の指定を取り消すこと。

別表第3保健医療部の表保健医療政策課の項統括監専決事項の欄第1号中「保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第18条」を「保健師助産師看護師法第22条第2号」に改め、同欄第4号中「停止命令又は役員解任勧告を行う」を「停止を命じ、又は役員解任を勧告する」に改め、同欄第5号中「歯科技工法（昭和30年法律第168号）」を「歯科技工士法」に改め、同欄第6号中「歯科技工法」を「歯科技工士法」に改める。

別表第3保健医療部の表健康長寿課の項部長等専決事項の欄に次の1号を加える。

1 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号及び第3号の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等を指定すること。

別表第3保健医療部の表生活衛生課の項部長等専決事項の欄に次の12号を加える。

1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の規定に基づき、食品衛生管理者の養成施設を登録すること。

2 食品衛生法第48条第6項第4号の規定に基づき、食品衛生管理者の養成講習会を登録すること。

3 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第18条の規定に基づき、食品衛生管理者の養成施設の登録を取り消すこと。

4 食品衛生法施行令第30条の規定に基づき、食品衛生管理者の養成講習会の登録を取り消すこと。

5 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の規定に基づき、理容師養成施設を指定すること。

6 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第13条の規定に基づき、理容師養成施設の指定を取り消すこと。

7 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の規定に基づき、美容師養成施設を指定すること。

8 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第12条の規定に基づき、美容師養成施設の指定を取り消すこと。

9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第5項第3号の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の養成施設を登録すること。

10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の講習会を登録すること。

11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）第5条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録を取り消すこと。

12 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第17条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の講習会の登録を取り消すこと。

別表第3保健医療部の表生活衛生課の項統括監専決事項の欄第1号中「（昭和22年法律第233号）」を削り、同欄第2号から第7号までを次のように改める。

2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第19条の規定に基づき、墓地等の許可を取り消すこと。

3 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第7条第1項（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場、魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可を取り消し、又はその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずること。

4 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第8条第3項の規定に基づき、狂犬病の発生を厚生労働大臣に報告すること。

5 狂犬病予防法第15条の規定に基づき、犬又はその死体の移動等を禁止し、又は制限すること。

6 狂犬病予防法施行細則（昭和47年沖縄県規則第51号）第12条の規定に基づき、技術員の指定を取り消すこと。

7 と畜場法（昭和28年法律第114号）第18条第1項の規定に基づき、と畜場の設置の許可を取り消すこと。

別表第3保健医療部の表生活衛生課の項統括監専決事項の欄第14号及び第15号を次のように改める。

14 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号の規定に基づき、調理師の養成施設を指定するこ

と。

15 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第11条の規定に基づき、調理師の養成施設の指定を取り消すこと。

別表第3保健医療部の表生活衛生課の項統括監専決事項の欄に次の4号を加える。

16 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号の規定に基づき、製菓衛生師の養成施設を指定すること。

17 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第23条の規定に基づき、製菓衛生師の養成施設の指定を取り消すこと。

18 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第8条の規定に基づき、食鳥処理の事業の許可を取り消し、又は同事業の停止を命ずること。

19 公衆浴場法施行条例（昭和47年沖縄県条例第16号）第3条第1項第1号の規定に基づき、公衆浴場の配置基準の特例を認めること。

別表第3農林水産部の表流通・加工推進課の項統括監専決事項の欄中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第3商工労働部の表企業立地推進課の項を次のように改める。

<p>企業立地推進課</p>	<p>1 沖縄振興特別措置法第35条第1項又は第7項の規定に基づき、産業高度化・事業革新促進計画を定めること又はその変更を行うこと。 2 沖縄振興特別措置法第41条第1項又は第8項の規定に基づき、国際物流拠点産業集積計画を定めること又はその変更を行うこと。</p>	<p>1 沖縄振興特別措置法第35条の2の規定に基づき、提出産業高度化・事業革新促進計画の実施状況について主務大臣に報告すること。 2 沖縄振興特別措置法第42条第1項の規定に基づき、提出国際物流拠点産業集積計画の実施状況について主務大臣に報告すること。 3 沖縄振興特別措置法第44条第1項の規定に基づき認定を行うこと又は同条第2項の規定に基づき認定を取り消すこと。</p>	<p>1 沖縄振興特別措置法第35条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、産業高度化・事業革新促進計画を定めようとする場合に関係市町村長の意見を聴くこと。 2 沖縄振興特別措置法第41条第4項の規定に基づき、国際物流拠点産業集積計画を定めようとする場合に関係市町村長の意見を聴くこと。 3 工場立地法（昭和34年法律第24号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、特定工場の設置に関し必要な事項について勧告すること。 4 工場立地法第10条第1項の規定に基づき、特定工場の新設等に関し変更を命ずること。 5 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第9条第2項ただし書の規定に基づき、使用料を返還すること。 6 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、使用料の減免をすること。</p>
----------------	--	--	---

別表第3土木建築部の表土木総務課の項課名の欄中「土木総務課」を「技術・建設業課」に改め、同表建築指導課の項統括監専決事項の欄第5号及び第6号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別表第4知事決裁事項の欄中第29号を第34号とし、第25号から第28号までを5号ずつ繰り下げ、第24号を第27号とし、同号の次に次の2号を加える。

28 自治法第252条の16の2第1項又は第2項の規定に基づき、事務の代替執行をし、若しくは廃止し、又は代替執行事務を変更すること。

29 自治法第252条の16の2第3項において準用する自治法第252条の2の2第4項の規定に基づき、市町村に対し、事務の代替執行を行うべきことを勧告すること。

別表第4知事決裁事項の欄中第23号を第26号とし、同欄第22号中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改め、同号を同欄第25号とし、同欄第21号の次に次の3号を加える。

22 自治法第252条の2第1項又は第4項の規定に基づき、他の普通公共団体と連携協約を締結し、若し

くは廃止し、又は連携協約を変更すること。

23 自治法第252条の2第5項の規定に基づき、市町村に対し、連携協約を締結すべきことを勧告すること。

24 自治法第252条の2第7項の規定に基づき、総務大臣に対し、自治紛争処理委員による紛争を処理するための方策を求める旨の申請をすること。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3環境部の表自然保護・緑化推進課の項の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

沖縄県訓令第32号

知 事 部 局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。別表企画調整課の項の前に次のように加える。

知事公室	ワシントン	アメリカ合衆国	沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関すること。
地域安全政策課	ワシントン	アメリカ合衆国	

別表国際物流商業課の項中「除く。）」の次に「、ロシア及びモンゴル」を、「販路拡大、」の次に「観光誘客」を加え、「、シンガポール、タイその他東南アジアの地域」を削り、

「

台北	台湾
----	----

を

「

台北	台湾
シンガポール	シンガポールその他東南アジア地域、インド及びオーストラリア

に改める。」

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第33号

知 事 部 局

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程（平成26年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中「建設3班」を「建設3班業務係」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第34号
沖縄県教育委員会教育長訓令第 2号
沖縄県企業局訓令第 1号

庁 内 一 般
教 育 庁
企 業 局

沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖縄県教育委員会教育長 諸 見 里 明
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭

沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第 2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程

第 1 条中「促進し」を「推進し」に、「沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会」を「沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会」に改める。

第 2 条第 1 号中「軍用地転用」を「駐留軍用地の跡地利用」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 10 2号）第 21 条第 1 項に規定する県総合整備計画の策定に関すること。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 前号に掲げるもののほか、跡地利用の推進に必要な事項に関すること。

第 7 条第 4 項中「企画部企画調整課跡地対策監」を「企画部企画調整課跡地利用推進監」に改める。

別表第 1 中 「環境生活部長
福祉保健部長」を 「環境部長
子ども生活福祉部長
保健医療部長」に改める。

別表第 2 中「知事公室交流推進課長」を「知事公室広報交流課長」に、「企画部情報政策課長」を「企画部総合情報政策課長」に、「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、「環境生活部環境保全課長」を「環境部環境保全課長」に、「環境生活部環境整備課長」を「環境部環境整備課長」に、

「環境生活部自然保護課長」を「環境部自然保護・緑化推進課長」に、「環境生活部生活衛生課長」を「福祉保健部障害保健福祉課長」に、

「子ども生活福祉部障害福祉課長」を「農林水産部農地水利課長」に、「農林水産部農地農村整備課長」を「農林水産部農地農村整備課長」に、
「保健医療部保健医療政策課長」を「農林水産部農地農村整備課長」に、「農林水産部森林管理課長」を「農林水産部森林管理課長」に、
「保健医療部生活衛生課長」を「農林水産部森林緑地課長」に、

「商工労働部国際物流推進課長」を「商工労働部国際物流商業課長」に、「土木建築部技術管理課長」を「土木建築部技術・建設業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第35号
沖縄県企業局訓令第 2号
沖縄県病院事業局訓令第 2号
沖縄県教育委員会教育長訓令第 3号

庁 内 一 般
企 業 局

病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「土木建築部技術管理課長」を「土木建築部技術・建設業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第36号

沖縄県教育委員会教育長訓令第 4号

沖縄県警察本部訓令第 5号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 加 藤 達 也

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程（昭和50年沖縄県訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「県民生活課長」を「消費・くらし安全課長」に改める。

別表第2中「県民生活課消費班」を「消費・くらし安全課消費生活班」に、「労働政策課労政福祉班」を「労働政策課労政企画班」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第37号

知 事 部 局

総合案内員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志

総合案内員設置規程の一部を改正する訓令

総合案内員設置規程（平成12年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県民生活課」を「消費・くらし安全課」に改める。

第3条及び第6条第2項中「県民生活課長」を「消費・くらし安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第38号

子ども生活福祉部

民間非営利活動支援相談員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

民間非営利活動支援相談員設置規程等の一部を改正する訓令

(民間非営利活動支援相談員設置規程の一部改正)

第1条 民間非営利活動支援相談員設置規程(平成18年沖縄県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改める。

第3条中「県民生活課長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

第6条第1項中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改め、同条第2項中「県民生活課長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

(消費生活専門相談員設置規程の一部改正)

第2条 消費生活専門相談員設置規程(平成18年沖縄県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県民生活センター」を「消費生活センター」に改める。

第3条中「県民生活センター所長」を「消費生活センター所長」に改める。

第6条中「県民生活センター」を「消費生活センター」に改める。

(沖縄県交通事故相談員設置規程の一部改正)

第3条 沖縄県交通事故相談員設置規程(平成19年沖縄県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改める。

第3条中「県民生活課長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

第6条中「県民生活課長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第39号

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

沖縄県警察本部訓令第6号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志

沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖 縄 県 警 察 本 部 長 加 藤 達 也

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱(平成18年沖縄県訓令第74号・沖縄県教育委員会教育長訓令第9号・沖縄県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「県民生活課長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

第7条第4項中「県民生活課長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

第8条中「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に改める。

別表第1中「環境部環境整備課長」を「環境部環境整備課長」に、「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長」に、「商工労働部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に改める。

子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「子ども生活福祉部障害福祉課長」に、「商工労働部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に改める。

「教育庁保健体育課長」を「教育庁生涯学習振興課長」に改める。

「環境部環境整備課一般廃棄物班班長

別表第2中「環境部環境整備課一般廃棄物班班長」を「子ども生活福祉部福祉政策課福祉支援班主幹」に、「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課指導班班長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課指導班班長」に、「子ども生活福祉部障害福祉課計画推進班班長」に、「保健医療部健康長寿課健康づくり班班長」を「保健医療部健康長寿課健康づくり班班長」に、「農林水産部畜産課衛生企画班班長」を「農林水産部畜産課畜産政策班班長」に、「商工労働部産業政策課産業基盤班班長」を「商工労働部産業政策課産業基盤班班長」に、「教育庁保健体育課健康体育班主任指導主事」を「教育庁保健体育課学校安全・給食班班長」に、「教育庁生涯学習振興課主任社会教育主事」を「教育庁生涯学習振興課主任社会教育主事」に改める。

沖縄県訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第6号

庁 内 一 般
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖縄県教育委員会教育長 諸 見 里 明

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「県民生活課長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第41号

土 木 建 築 部

建設業事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建設業事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

建設業事務嘱託員設置規程（平成26年沖縄県訓令第48号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条第1項中「土木建築部土木総務課」を「土木建築部技術・建設業課」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県災害対策本部長
沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2子ども生活福祉部の項中「県民生活班」を「消費・くらし安全班」に、「県民生活課長」を「消費・くらし安全課長」に改め、同表農林水産部の項中「及び主食配給の特別措置」を削り、同表土木建築部の項中「技術管理班」を「技術・建設業班」に、「技術管理課長」を「技術・建設業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県国民保護対策本部長

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県緊急対処事態対策本部長

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2子ども生活福祉部の項中「県民生活班」を「消費・くらし安全班」に、「県民生活課長」を「消費・くらし安全課長」に改め、同表農林水産部の項中「及び主食配給の特別措置」を削り、同表土木建築部の項中「技術管理班」を「技術・建設業班」に、「技術管理課長」を「技術・建設業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号